

(別紙1)

令和6年度 実績報告書

(1) 事業名	佐賀県内における居住支援活動
(2) 実施期間	実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
(3) 事業目的、背景	<p>(事業の目的)</p> <p>住宅確保要配慮者の地域定着</p> <p>(事業の背景)</p> <p>以前に比べ社会の人間関係が疎になっていることで、住宅確保要配慮者と呼ばれる、お部屋を借りたくても借りることができない方々がいらっしゃいます。高齢者、ひとり親、障がい者、外国人、養護施設退所者、ホームレス、DV被害者、刑余者など、属性は多岐にわたり、原因の多くは連帯保証人が見つけられないことです。その方々は、何らかの理由で引っ越しを余儀なくされた時、生活の基盤である居住の確保が出来ないことに悩み不安に苛まれています。</p> <p>(本事業で解決を目指す地域課題)</p> <p>地域で取り残されている住宅確保要配慮者を入居に結びつけ、その後の生活支援を通して地域で安定した生活を送れるようにします。</p>
(4) 事業内容 ※できるだけ具体的に 記載してください。 ※事業内容を示すフロー 図等があれば添付可	<p>(事業の概要)</p> <p>佐賀県においては、賃貸物件に入居する際、多くの場合において連帯保証人を求められました。私どもは、連帯保証人に代わる仕組みを用意し、住宅確保要配慮者を入居に結びつけました。その仕組みとは、連帯保証人に求められる①緊急連絡・対応先に私どもがなること、②保証会社と連携し滞納や破損の保証をカバーすることです。</p> <p>また、要配慮者の多くは手持ちが少なく低所得の方が多いので、初期費用が抑えられるように、理解ある大家さんや不動産会社とのマッチングを行いました。</p> <p>要配慮者の多くは、社会から孤立孤独状になっており相談や支援を受ける相手がおらず問題の解決能力が低い状態になっています。さらに問題を重複して抱えている方もおり、複数の専門の支援を必要とするケースも少なくありません。居住支援で最も大事な事業は、入居後に地域で安定して暮らせるように、入居後の支援体制の構築、継続的な生活支援です。支援を必要とする方に伴走する形で、体制のコーディネーターや、制度ではカバーできない様々な支援を行いました。</p> <p>最終的に、配慮者が病気や死去により、お部屋を解約し元に戻すところま</p>

	<p>で支援を行いました。</p> <p>(実施スケジュール)</p> <p>令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>(実施地域)</p> <p>佐賀県内</p> <p>(主な受益者)</p> <p>相談件数 124件</p> <p>新規入居者 54名</p> <p>生活支援が必要な方 のべ245名</p>
<p>(5) 事業効果</p>	<p>(事業効果及び県民が受けた便益)</p> <p>県内に存在する住宅確保要配慮者の居住問題を解決しました。</p> <p>これまで地域で発生していた、ホームレス問題や、住民トラブルを防止しました。</p> <p>この問題は、現在の制度上支援が難しいものであり、取り組むことで関係機関の負担軽減になりました。</p> <p>(効果が及んだ地域)</p> <p>佐賀県内</p>
<p>(6) 連携先・連携内容 (県、市町、企業、団体等)</p>	<p>連携した団体及び連携内容</p> <p>連携先となる団体及び連携内容</p> <p>佐賀県自立生活支援センター、各市町村の自立支援センター</p> <p>各市町村の生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、こども家庭課</p> <p>障害者支援機関、おたっしや本舗、ブリッジフォースマイル、</p> <p>→対象者の紹介、入居後の生活支援ネットワークの構築</p> <p>フードバンク、引越業者</p> <p>→食糧支援、生活用品支援</p> <p>物件オーナー、不動産会社</p> <p>→物件紹介</p>

※記載欄が不足する場合には、適宜、欄を拡大してください。